

豊田市の予算決算審査

1 経緯

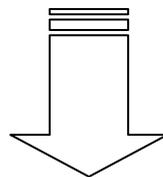
- ・平成 17 年以前は、

予算：所管の常任委員会への分割付託。予算の説明は当初予算説明会を休会日に開催

- ・ 審査時間が短い
- ・ 説明会が一方的な説明のため質疑が不十分
- ・ 分割付託すること自体問題

決算：9 月定例会の会期中に決算特別委員会（12 名）を設置し、一括付託

- ・ 審査時間が短い
- ・ 審査項目が多く、限られた委員で十分な審査ができない
- ・ 少数の委員だけに任せるのは議会全体の権限の向上にならない



「議会権能向上特別委員会」で
予算決算の審査方法を見直し

- ・平成 18 年 9 月定例会において全議員（議長、議会選出監査委員除く）で構成する決算特別委員会を、平成 19 年 3 月定例会において全議員（議長除く）で構成する予算特別委員会を設置しそれぞれ審査を行った。

その結果、平成 19 年度から

「執行機関の公正かつ適正な行政執行を監視するという議会の機能の観点から、予算及び決算が連動した審査を行うことが望ましく、そのため予算案件（補正予算含む）及び決算案件について 1 年を通して同じ特別委員会で審査する。」こととした。

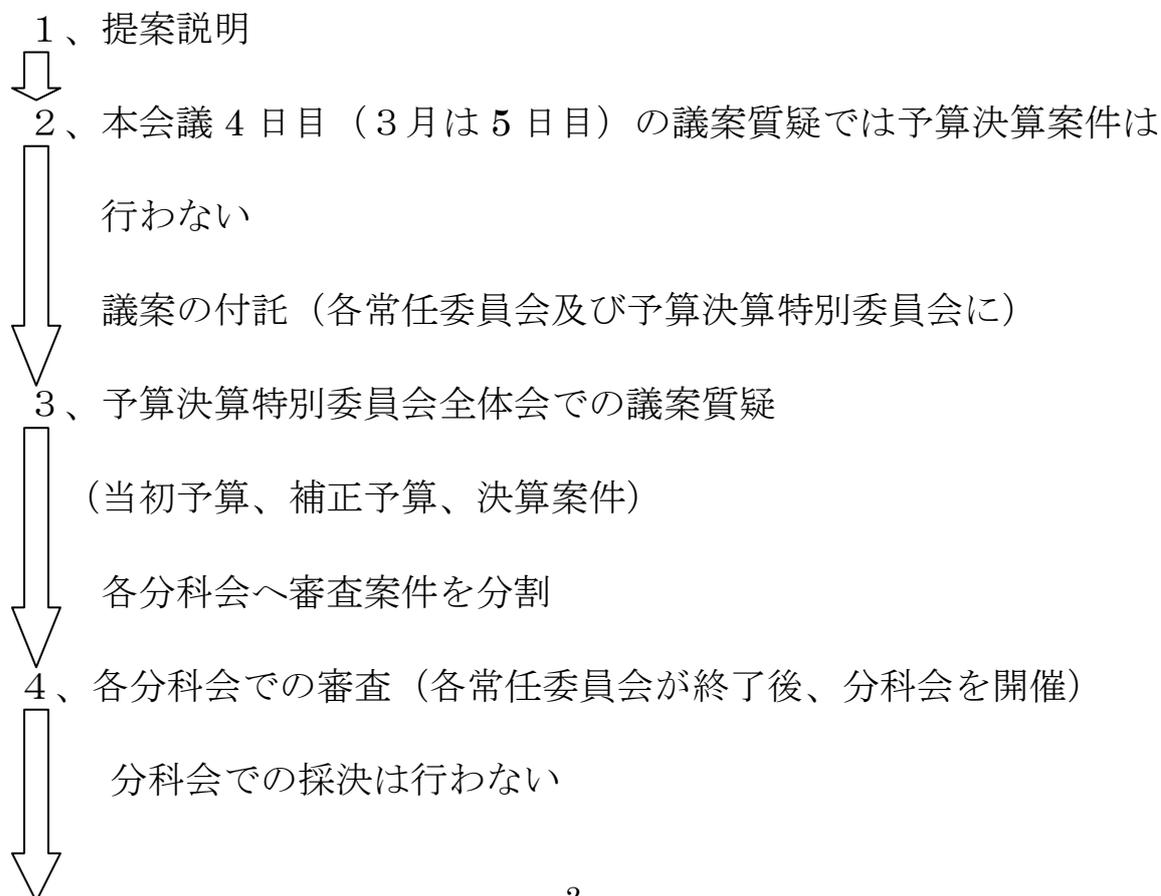
2 予算・決算特別委員会の構成

- ・議長を除く全議員

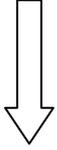
（各分科会の分科会委員は常任委員会の委員と同じ）

- ・毎年 6 月定例会に設置

3 審査の流れ（3 月、9 月）



5、予算決算特別委員会全体会での分科会長報告、特別委員会での



採決

6、本会議閉会日で委員長報告、採決

(6月、12月定例会では、補正予算のみのため、本会議での議案質疑で補正予算案件の質疑を行い、全体会での質疑を省略している)

4 全体会での質疑について

- ・ 質疑は事前通告制
- ・ 当初予算と決算は本会議での議案質疑は行わず、全体会で行う
- ・ 補正予算のみの場合は本会議で議案質疑を行い、全体会での議案質疑を省略
- ・ 本会議、全体会での議案質疑は政策的・大局的な質疑をすることとし、詳細な質疑については分科会で行う。

5 分科会について

- ・ 各常任委員会終了後に引き続き行っている。
- ・ 分科会では質疑、意見までとし、採決を行わない。

6 全体会での採決について

- ・ 各分科会長の報告後、分科会長報告に対する質疑、意見（討論）、採決を行っている。

7 常任委員会化について

- ・平成 21 年度の議長からの諮問により、常任委員会の複数所属の視点から、これまでも議長を除く全議員が構成員であり、各分科会の構成員が各常任委員会と同一であることを検証しながら、予算・決算審査に関する会議体の常設化（常任委員会化）についての検討がおこなわれた。
- ・基本的には、議長を除く全員での審査、分科会の審査など、これまでの特別委員会での審査と同一。
- ・平成 22 年 5 月臨時会で予算決算委員会を設置した。

8 課題等

- ①全体会での議案質疑が詳細な部分に及ぶことがある
- ②予算説明会後は議案精読日が十分設けてあるが、決算説明会後の議案精読日が短く、議案質疑の通告までに決算の内容を理解し、通告することが難しいという意見がある